

[事案 30-293] がん給付金等支払請求

・令和元年 12 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

約款上のがんに該当しないとして給付金の支払い等を拒否されたことを不服として、がん給付金等の支払いと保険料払込免除の適用を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腫瘍のため入院し、手術を受けたので、平成 27 年 6 月に契約した医療保険および終身保険（いずれも特定疾病保険料払込免除特約付き）にもとづき、入院給付金等と保険料払込免除を請求したところ、入院給付金および手術給付金は支払われたが、約款上のがんには該当しないとして、がん診断給付金等の支払いと保険料払込免除が認められなかった。しかし、以下の理由により、がん診断給付金等を支払い、保険料を免除してほしい。

- (1) 主治医から悪性腫瘍のがんであると診断されている。
- (2) 約款には、新たに悪性新生物と分類された疾病を保険会社が認めた場合は給付金を支払うことや、保険料を免除することが書かれており、保険会社は本腫瘍を悪性新生物だと認めてほしい。
- (3) 手術後も通院の必要があり、治療費や通院費がかかる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「がん」に該当する疾病は約款に定める悪性新生物と規定しており、厚生労働省大臣官房統計調査部発行の「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）」や「疾病、傷害および死因統計分類提要 昭和 54 年度版」の分類に従って該当の可否を判断しているが、本腫瘍は「がん」の分類に該当しない。
- (2) 厚生労働省大臣官房統計調査部発行の「国際疾病分類－腫瘍学」で新たな分類が施行され、新たに悪性等とされた新生物があるときは、当社が認めた場合に限り、悪性新生物に含めることがある旨の規定が約款にあるが、本事案においては新たな分類が施行されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。